

令和2年7月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和2年7月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和2年7月31日（金）午後1時28分から午後3時09分

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 24人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	前田 隆之	19番	橋本 実嗣
21番	波多腰哲郎	22番	三村 晴夫
23番	塩野崎道子	24番	二村 喜子
25番	上條信太郎	26番	堀口 崇

4 欠席農業委員 1人 10番 岩垂 治

5 出席推進委員 3人 推5番 太田 辰男 推11番 上條 一利
推16番 波場 秀樹

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第49号～第52号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第53号、第54号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第55号～第57号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第58号～第62号）
- オ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…（議案第63号、第64号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

第5回県農業委員会大会における要請事項について

(2) 報告事項

主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他（情報提供）

- ・松本農業農村支援センターから
- ・高収益作物次期作支援交付金について
- ・移住、就農希望情報について
- ・農の雇用事業について

9	出席職員	農業委員会事務局	局長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	主 査	高橋千恵子
		〃	主 事	藤井 勇太
		〃	主 事	保科 黄
		〃	主 事	大島のぞみ
		〃	事務員	増澤 千尋
		農 政 課	課長補佐	長岩 政雄
		〃	主 任	羽入田未咲
		〃	主 事	宇治 樹
		西部農林課	主 査	赤羽 誠
		松本農業農村支援センター	課長補佐	小川 章

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 2番 中條 幸雄 委員

3番 竹島 敏博 委員

〔書記〕 板花局長補佐、藤井主事

14 会議の概要

議 長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第49号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたします。

別冊の総会資料をお手元にご準備いただきたいと思います。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をしていただきます。

増澤事務員。

増澤事務員

農業委員会事務局の増澤です。ご説明させていただきます。
座って失礼いたします。

別冊資料、表紙の裏面をご覧ください。

今月の新規就農者は5名になります。

まず、1番の〇〇〇〇さんですが、住所地は塩尻市、農地所在地は神林、1筆、3, 846平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業、栽培予定はパプリカです。農業従事者は本人のみ、出荷先は〇〇を予定しております。出荷量は1万2, 000キログラム、出荷額は633万6, 000円を見込んでいらっしゃいます。認定里親の下で農業技術について学んでいらっしゃいます。通作距離は13キロ、車での移動を予定しています。今後は規模拡大を予定しています。議案別冊1ページ、15番が該当します。署名は塩原農業委員と上條推進委員にいただいております。

2番、〇〇〇〇様ですが、住所地、農地所在地ともに神林です。1筆、2, 380平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定は米、今年度は麦とお聞きしております。農業従事者は本人のみで、出荷先は〇〇、出荷量は米1, 200キログラム、出荷額は24万円を見込んでいます。農業法人で農業技術について学んでいらっしゃいます。通作距離は2キロ、車での移動を予定しています。今後は現状維持を予定しています。1ページ、16番に該当します。署名は塩原農業委員と上條推進委員にいただいております。

3番、〇〇〇〇さんです。住所地は芳川、農地所在地は寿です。1筆、498平米を借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とした農業で、栽培予定はトウモロコシ、大豆です。農業従事者は本人のみです。1ページ、20番に該当いたします。署名は窪田農業委員と赤羽推進委員にいただいております。

4番、〇〇〇〇様です。住所地は寿、農業所在地は内田です。7筆、8, 458平米を借入れ予定で、就農目的は出荷等を行う農業です。栽培予定はキュウリ、トマト、ホウレンソウ、ジャガイモ、ナス、辛コショウを予定しています。農業従事者は本人と配偶者のお二人です。出荷先は〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を予定されていて、出荷量は、それぞれキュウリ500キログラム、ジャガイモ800キログラム、トマト500キログラム、ネギ500キログラム、ホウレンソウ350キログラム、ナス500キログラム、出荷額は全部で500万円以上を見込んでいらっしゃいます。一般農家で農業技術について学ばれています。通作距離は3キロ、車での移動を予定されています。今後は規模拡大を希望されています。2ページの29番に該当します。署名は河西農業委員と丸山農業委員にいただいております。

5番の〇〇〇さんですが、住所地、農地所在ともに波田です。1筆、1, 377平米を借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とした農業、栽培予定はお米、農業従事者は本人のみです。3ページ、65番に該当します。署名は波多腰農業委員と中澤推進委員にいただいております。

以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいまから新規就農者に対しまして地元委員からの補足説明をお願いいたします。
1番、2番は神林でありますので、塩原委員さん、お願いします。

塩原農業委員 ○○さんですが、塩尻からの通いになります、水が欲しいということで、水が必要になるということで、神林でやるということです。これも3年ぐらい前から神林のパプリカ農家で研修をしていました。
○○○○さんは、花屋さん、花の販売をしていたんですが、数年前からそっちをやめて、農業法人の構成員として農業をやっている人です。
2人ともですが、農業をやる人が増えるということはいいいことだと思います。

議長 ありがとうございます。
次に、芳川でありますので、窪田委員さん、お願いします。

窪田農業委員 ○○さんですけれども、何か仕事の関係で農業にかなり関心を持っていたんだそうなんですが、ちょっとやはり勤務の関係で時間が取れなかったということでありまして、年齢でリタイアというようなことで、ぜひ作り農業に関わりたいということだそうです。
できればですね、ここに農業経験の欄が空欄になっているんですけれども、将来的には、米作りに挑戦をしたいという話をしておりまして、意欲的だなというふうに感じたところです。
以上です。

議長 続いて、4番ですが、寿であります。河西委員さん、お願いします。

河西農業委員 ○○さんですが、ご夫婦でお二人での就農となります。今年の2月頃新規就農のお話があったから、丸山委員と一緒に対応に当たってきました。最初お話をいただいた圃場を見たとき、一部建設がらが圃場に置いてあったので、これを片づけてから申請をしてほしいという旨でお話ししたところ、1か月ほど前くらいですかね、片づけてあるのを確認しました。技術と資材等については問題ないと思います。
以上です。

議長 5番目でございますが、波田であります。波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 ○○さんですが、1人ということですが、近所のを請け負ったということで、こういう結果になったわけですが、集落のほうにまた新しい農家が増えるということで、期待しています。
以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田（農政課） 農政課の羽入田です。今年度から利用権設定事務を担当しております。よろしく申し上げます。

着座にて失礼いたします。

今回特記事項はございませんので、議案の説明に入らせていただきます。
別冊資料の1ページ目をご覧ください。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第49号になります。

合計欄のみ申し上げますので、12ページ目をご覧ください。

合計、一般、筆数112筆、貸付け66人、借入れ45人、面積12万1,240.52平米。

経営移譲、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,029平米。

所有権の移転、筆数9筆、貸付け5人、借入れ3人、面積7,136平米。

第18条2項6号関係、筆数9筆、貸付け5人、借入れ4人、面積9,959平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数105筆、貸付け62人、借入れ1人、面積16万6,866平米。

中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数100筆、貸付け1人、借入れ35人、面積16万2,122平米。

合計、筆数336筆、貸付け140人、借入れ89人、面積46万8,352.52平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数145筆、面積20万8,604.52平米、集積率は71.12%です。

議案第49号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
以降、議案の採決におきましては、農業委員を対象に伺います。
議案第49号について、原案のとおり決定することに賛成の委員皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第50号について上程をいたしますが、本件は私に関係する議案になりますので、農業委員会法第31条の規定によりまして、私は議事に参与できないということでもありますので、退席をさせていただき、議事の進行を会長代理にお願いいたします。

(小林農業委員 退席)

田中会長代理 それでは、本件につきまして、会長に代わりまして私が議事進行を務めてまいります。

議案について、農政課から説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田（農政課） 続きまして、議案の説明をさせていただきます。

別冊資料の13ページをご覧ください。

議案第50号になります。

こちらにも合計欄のみ申し上げます。

合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積753平米。

上記の利用権設定のうち認定農業者への集積率は、集積率100%になります。

議案第50号は以上となります。

田中会長代理 ご苦労さまでした。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

田中会長代理 意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第50号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

田中会長代理 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。

それでは、退室している小林委員の入室を許可いたします。

(小林農業委員 入室)

田中会長代理 議事参与の制限に関わる議題が終了いたしましたので、議長を再び小林会長に交代いたします。

議長 続きます、議案第51号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件もまた委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条により、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。

羽入田（農政課） 続きます、議案第51号の説明をさせていただきます。
合計、筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積3,409平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積は、集積率100%になります。
議案第51号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第51号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室をしております濱委員の入室を許可いたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きます、議案第52号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、農業委員会法31条の規定により、塩原委員には退室をお願いいたします。

(塩原農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
羽入田主任。

羽入田（農政課） 続きます、議案第52号の説明に入らせていただきます。
同様に合計のみ申し上げます。
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積582平米。

上記利用権設定のうち認定農業者への集積は、集積率100%です。
議案第52号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お
願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第52号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆
様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室をしております塩原委員の入室を許可をいたします。

(塩原農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第53号及び54号 農地法第3条の規定による許可申
請許可の件、2件についてを上程をいたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、総会資料1ページをご覧ください。
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第53号、中川〇〇〇-〇、現状、地目ともに畑、546平米のみを
農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するも
のです。
続きまして、議案第54号、中川〇〇〇〇-〇、現況、地目ともに畑、1,
315平米外4筆、合計2,264平米を農業経営規模拡大のためにより
〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。
以上2件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議長 次に、地元委員の意見を議案第53号から順に始めたいと思います。
53号、54号、四賀でございますので、金子委員さん、お願いいたしま
す。

金子農業委員 先般、この2件につきまして、現場で当人に会いまして、いろいろ話を聞
いてまいりました。
〇〇さんは、自分のうちの近くのものでありますけれども、東京のほうの

会社を退職して帰ってきて、これから農業をやろうということで、非常に熱意に燃えております。そういったことで、妥当ではないかというように思います。

また、議案第54号の〇〇〇さんでありますけれども、これも近くに住むところの〇〇さんが老人ホームに入ってしまったということで、数年間荒れておりましたけれども、〇〇さんが帰ってきまして、畑を購入して、畑作をするという意欲に燃えております。よって、全て妥当ではないかというように思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

続きまして、全体を通して質問、意見ありましたら、推進委員の皆様も含め、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

意見がないようですので、農地法第3条の既定による案件、2件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第53号及び54号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。

続きまして、55号から57号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、3件について上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

藤井主事。

藤井主事

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

初めに、議案第55号、島立〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、26.64平米を島立にお住まいの〇〇〇さんが農家住宅の敷地拡張として転用するものです。申請地は既に建物が建っておりまして、農地とは認識をせずに使用していたものです。追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たしており、またてんまつ書も添付されているため、やむを得ないものと考えます。申請地については、令和2年4月2日付で農振除外済みであり、農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第56号、島立〇〇〇〇-〇、現況地目、進入路、55平米を島立にお住まいの〇〇〇〇さんが農家住宅敷地侵入路として転用する計画です。申請地は既にコンクリートを敷き、通路として使用しており

まして、農地とは認識をせずに使用していたものです。追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たしており、またてんまつ書も添付されているため、やむを得ないものと考えます。農地区分は第2種農地であります。位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第57号、島立〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、47平米に同じく島立にお住まいの〇〇〇〇さんが農業用作業所用地として転用をする計画です。申請地は既に建物が建っておりまして、農地とは認識をせずに使用していたものです、追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たしており、またてんまつ書も添付をされていることから、やむを得ないものと考えます。農地区分は第2種農地であります。位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 議案55号から57号の第4条の既定の許可申請承認の件でございますが、初めに議案第55号でございます。島立でありますので、濱委員さん、お願いします。

濱農業委員 55号の現況、畑ですが、この方、山形街道の島立と和田の境の辺りにリボスという集落があるんですが、そこの県道拡張で、今の住所地へ移転したお宅です。これはみ出しちゃった部分は、住宅を建てた後に増築ということでやったみたいですが、ちょっとばたばたで移転して、それで宅地の中の一部が畑として残っていたということで、これはもう建たっちゃっているんですが、しょうがないのかなということです。

以上です。

議 長 現地確認をしていただきました塩野崎さん、二村委員。

二村農業委員 塩野崎委員と確認をさせていただきました。今のお話のとおり、今この写真、55番の写真の手前になるんですが、そこは自家用の野菜としてきちんと野菜を作られていて、農業もしっかりされていて、ここ、分からなくて建ててしまったということなので、この議案は相当じゃないかと思いましたが、

以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第55号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続いて、56番も島立であります。濱委員さん、お願いいたします。

濱農業委員 この方のお宅は、〇〇〇〇〇の〇〇の〇〇〇をちょっと南のほうへ入って、〇〇〇〇の〇〇があるちょっと手前のところのお宅です。この写真の奥のほうに木がありますが、そこが宅地で、今、進入路として、宅地のほうへの進入路と、隣に軽トラが止まっておりませんが、この物置への進入路ということで使用しているわけです。大分前にこれ、物置やなんか建てたところなんです、本人も宅地だと思ってやったということで、これも致し方ないかなということで見えてまいりました。
以上です。

議長 現地確認をしていただきました二村さん、お願いします。

二村農業委員 今、お話がありましたが、私たちも〇〇さんご本人とお話をさせていただきました。お父様も今、顕在で、お父様もここが農地だということが分かっていなかったということで、たまたま〇〇さんの息子さんが、お孫さんになるんですが、小学校に入るということで、こちらに来るので、おうちを建て直すということで今回のことが分かったということで、きちんと農地をきちんとしてからということ、できるだけ早くやりたいというふうに言われていました。本当に見れば、全然農地と分からない、そんなところだったので、許可相当だと見てきました。
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
ただいまから集約いたします。
議案第56号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続いて、議案第57号について、これも島立でございますので、濱委員さん、お願いします。

濱農業委員 先ほどの写真の軽トラの奥側のところにちょっとブロック塀が見えていますが、その次の写真を見ていただいた真ん中に写っているブロックの固めたのがその地になります。進入路を入れていって、左のほうへずっと、一部物置になっておりますが、ここが今回の申請地になります。
これも分からないままやってしまったということで、状況はもうどうにもなりませんので、これも致し方ないかなということで、推進委員さんと2人で考えました。
以上です。

議長 これも二村さん、お願いします。

二村農業委員 今言われたとおり、ここが農地というふうには本当に分からないところで、きちんとしたいというお話でした。ここも許可していいというふうに見てまいりました。
以上です。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第57号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
続きまして、第58号から62号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、5件についてを上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
藤井主事。

藤井主事 では、まず議案の修正からお願いしたいと思います。
皆様にペラ1枚、別紙でお配りをしてある令和2年7月総会正誤表というものをご覧ください。

それでは、まず3ページの議案58号になりますが、一番右の備考の欄の一番上に「使用貸借権の設定」とありますが、これが正しくは「所有権移転」になりますので、よろしくお願ひいたします。

報告事項の修正も併せてさせていただきたいと思いますが、おめくりいただいて、10ページをお願いいたします。

52番、今井の案件ですが、筆数等の欄、「18筆」とありますが、これを「19筆」に変更をお願いいたします。それと併せて面積ですが、「1万7, 134平米」を「1万7, 359平米」へ修正をお願いいたします。

それと併せまして一番下の合計欄ですが、「142筆」となっているところを「143筆」へ、「12万4, 344.44平米」を「12万4, 569.44平米」へ修正をお願いいたします。

それでは、ページを3ページにお戻りいただいて、5条の関係を説明したいと思います。

初めに、議案第58号、神林○○○○-○、現況地目、畑、4.85平米を小屋南1丁目の○○○○○○○○が隣接する接道のない○○○○-○、これは宅地であります、そこへつながる接道として転用する計画です。農地区分は第1種農地であります、位置的代替性がなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第59号、島立○○○○-○と○○○○-○、現況地目、畑、2筆、合計149.35平米に蟻ヶ崎台にお住まいの○○○○さんほか2名が駐車場の敷地拡張をする計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第60号、蟻ヶ崎○○○○-○、現況地目、畑、35平米に隣接するアパートの経営者である神奈川県厚木市在住の○○○○さんが駐車場を新設する計画です。農地区分は第1種農地であります、位置的代替性がなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第61号、新村○○○○-○、○○○○-○、現況地目、田、2筆、合計1,028平米に新村の○○○○○○○○が資材置場・駐車場を新築する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断いたしました。

1ページおめくりいただいて、4ページをお願いいたします。

議案第62号、赤怒田○○○-○、現況地目、畑、240平米のうち30平米に取出にあります○○○が昨年どの台風19号による復旧工事用の通路として一時転用する計画です。農地区分は第1種農地であります、一時転用ということで、許可相当と判断いたしました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長

初めに、議案第58号について、地元委員の意見をお願いいたします。神林でありますので、塩原委員、お願ひします。

塩原農業委員　　これ、農地として残っているのが不思議なところなんです。入るところがないというので、仕方ないと思います。

議　　長　　現地確認をしていただきました二村さん、お願いします。

二村農業委員　　今言われたとおり、この写真の奥もそうですが、手前側も普通の住宅で、普通にここは普通だったら駐車場で使われている、そんなところでした。なので、今言われたとおり、許可していいじゃないかなというふうに思いました。

議　　長　　本件につきまして、ほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議　　長　　意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第58号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議　　長　　全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続いて、議案第59号でございますが、島立でありますので、濱委員さん、お願いします。

濱農業委員　　この場所なんですけど、写真見ていただいて、右下斜めに走っている境のところには水路がありますけれども、この水路の下、三角の部分からずっと大きく宅地でございます、それと併せて転用して売買ということだそうなんですけど、これ、3方向、水路以外のところは全部住宅でぐるぐる囲まれて、進入路も全くない畑です。前のときは、宅地から続きでして、その人が耕作できたんですけども、こっち側、駐車場を通すということで、今、宅地のほうを整備していますけれども、ここでぐるぐる囲まれちゃうと、これ、農地として残した場合に、もう入っていく場所がないところになってしまいますので、これは今きれいになっていましたけれども、去年あたりは恐ろしい騒ぎだったろうなというふうな推測できる草の山がありましたので、そうになってしまいますので、これはもうやむを得ないかなということで見えてまいりました。

以上です。

議　　長　　現地確認をしていただきました二村さん、お願いします。

二村農業委員

今言われたとおり、私たちが見に行ったときは、草はもう残っていなかったんですが、どう見ても、ちょっと山の森みたいなところもありまして、ここは農地として今まで何か作っているという、そういう状況では全くなかったと思います。

今言われた住宅ですか、そこは今、直されているところで、ここが駐車場になってしまえば、もうこの農地は本当に作り手、入る人もいないし、ここは一緒に利用していただく以外に、もうちょっと農地としてこれから作れないではないかというふうに見てまいりました。

以上です。

議長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長

意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。

議案第59号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、議案第60号についてお願いをいたします。

現地の委員でございます青木さん、お願いします。

青木農業委員

場所的には、〇〇〇〇の隣の道路を浅間のほうに向かって行きますと、ぐるりと回るところ、真っすぐ行くと、〇〇〇に行く通りなんですけど、その〇〇〇のほうに入って行って、100メートルほど行ったところを左側にずっと山に上がる急坂がありますが、これを少しずつ上がっていきまししたところに左側に〇〇〇〇〇〇というアパートがありまして、ハイツがありまして、その前のところの道路と、それからちょうどここ、右側に入る道路と2つありますけれども、皆さん持っている写真を、平らなやつを少しこうやって上げていただきますと、このくらいの斜度があります。かなりの斜度です。それで、周りにご迷惑をかけるような場所ではございませんので、問題ないと思われましてけれども、ここに車を3台止めるということなんですけど、冬場になると、ちょっとかなりきついかんと思って想像してまいりましたんですけど、取りあえず中型、小型、軽自動車3台図面上では入るということですので、私にはちょっと自信がないんですけども、恐らく問題ないだろうかなと思っております。

右側のほうのところは農道で、ちょっと狭いんですけども、ちょっとお隣さんにもお聞きしましたら、この上にちょっと果樹園があるということで、実はびっくりしたのは、私、この山、結構昔から親戚もあって見てい

たんですけれども、余談になりまして申し訳ございません。非常にきれいにリンゴ畑がありまして、感心して、そっちのほうで感心したところなんですけれども、ちょっと車をここへ止めるときに、飛び出さななくて、ここを通る狭い道、引っかけられないようにちょっとやってもらえるような形をちょっと危惧して、そっと入ってきたんですけれども、久しぶりに立派なリンゴ園を見てまいりました。お隣さんの畑でした。問題ないと思います。

以上です。

議長 現地確認をしていただきました塩野崎さん、お願いします。

塩野崎農業委員 今、青木さんがおっしゃったように、ここは図面でいくと左側に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇がありまして、やはりどうしても駐車場がアパートの住民に対して少ないということで、本当にこの三角で、私も3台も止まるのかなって思うくらいの狭くて、できればこの奥が草ぼうぼうになっているんですけれども、もうちょっと広く使えたらいいのになって私は個人的に思うんですが、そこはまた違う人の土地らしいんです。なので、今、青木さんおっしゃったように、こっちは本当にリンゴ園で、立派なリンゴ園で、本当にここ、引っかけないように、上手に止めてもらえば、3台止まるかなということ、アパートの駐車場が狭いということであれば、致し方ないかなと思ってまいりました。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第60号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、61号であります。新村であります。柳澤委員さん、お願いします。

柳澤農業委員 資材置場、あるいは駐車場という申請でございます。ちょっと行って、事務局に事前に若干話は聞いたんですが、この経過は、違反転用している会社がここを購入するという流れでございます。この近くに農地を勝手に擁

壁をコンクリートで築いたり、長年にわたってそういう違反転用を繰り返してきた業者が、市のほうから違反転用という指導を長年受けていまして、今回ここを購入して、転用して、資材置場を造りたいという内容ということですが、その辺の考え方をですね、今まで違反転用を繰り返してきた会社が、こういうことで購入できるかどうか、そういう判断をしたということをちょっとご説明をいただきたいと思います。

議 長

藤井さん。

藤井主事

該当の〇〇〇〇〇〇〇〇なんですが、そもそも違反転用を発生させた時期としては、平成16年頃から、〇〇〇〇の社長の持っている自分の農地に会社用の重機であったり、資材であったりを置いている違反転用をしていました。

発覚、農業委員会として発見をしたのは、平成27年になりまして、そのときから是正してくださいという指導をずっとしてきたわけなんです、なかなか私どもとして、そんな転用するのは絶対駄目だという形で長年指導をしてきて、まずは違反転用を全て片づけてから転用するのが筋ではないかということです。ずっと言ってきたんですが、なかなかその資材をほかのところに置く行き先がどうしても見つからないということでご相談ありまして、それでも違反転用のあった土地のうちに、ここまで〇〇〇〇の社長の持っている土地の中で、是正が完了したところもありまして、ここ、これ以上はもうどうしようもないということで、許可権者である県にも相談をさせていただきまして、ここまで何とかやったけれども、これ以上はちょっと転用をやってもらわないと、転用を先に進めていただかないと、ちょっとどうしても難しいというようなご相談がありました。

という中で、今回、誓約書を一緒に出していただきまして、転用した暁には、厳密なスケジュールを組んで、何月何日までに資材置場としての造成を完了させて、何月何日までには必ず資材を移して、違反転用は解消するというような誓約書を頂いております。

そういった経過と併せて地元の町会からも、長年の違反転用の経過ももちろん町会の方知っているものですから、その違反転用している土地というのが、町会の〇〇〇の真ん前の土地になりまして、町会としても、子供が出入りするような町会の〇〇〇の前をずっと荒らしてもらっては困るので、何とか早く解決をするために、町会としても、何とか転用を先に進めてもらって、違反転用を解消してもらいたいということで、町会からの同意文というかも一緒に頂いてきてあります。

今回、ちょっと特殊なケースではあるとは思いますが、一応そういった事情がありまして、違反転用を解消する前に転用の申請をしていただいたという経過となっております。

議 長

柳澤委員さん、どうですかね、そのあれで。

柳澤農業委員 県とも調整しているという内容を今、お聞きしましたので、問題はないか
と思います。

ただ、もう一点、面積が1,028という、約1反歩という広い土地です。
これで資材置場・駐車場で申請内容があっているんですが、私もちょっと
その辺詳しくなくて申し訳ないんですが、宅地という考え方ですかね、こ
れ。結論的には。

議 長 藤井さん。

藤井主事 転用後の地目については、最終的には法務局の判断にはなりますが、恐ら
く雑種地になって、課税は宅地並みでされると思います。

柳澤農業委員 要するに、さんざんそういうことをしてきた会社が、土地をそういうこと
で、解消のためにということで、これ、購入できるという内容ですが、そ
れがまた宅地に転用されるようなことがあれば、当然これ、もう農地です
から、ただみたいな値段で購入すると思います。将来的にそれをまたそう
いう使い道といいますか、考え方ですが、あると、焼け太りじゃないです
が、なるような考えも考えられるんですが、その辺はそういう問題はない
ですかね。

議 長 藤井主事。

藤井主事 資材置場を目的で転用するような場合に、国のほうからの指導としても、
一旦資材置場に転用して、それ以降に何か建物を建てるような方も昔はい
たようで、そういった悪い人の対策として、資材置場で転用をかけるよう
な案件については、必ずそれ以降、ちゃんと資材置場として使っているか
といことを確認させていただくことになっております。

柳澤農業委員 そういうあれならいいかと思いますので。すみません、時間を取って。

議 長 この61号について、現場確認をしていただきました塩野崎さん。

塩野崎農業委員 ただいま事務局のほうのお話のあったように、ここは長年違反転用してい
たということで、3か所くらい、とことことあるんです。中には大きなヤ
ギが2頭と言うか、2匹と言うんですかね。小屋まで造っていました。本
当に〇〇〇もあるし、本当にばらばらと3か所ぐらいいっぱい置いてあ
りまして、先ほどのお話のように、町会長さん、町会挙げて、ぜひこの違
反転用の解消のために許可してほしいということで、この図を見ていただ
きますと、右側のところが北側になります。それで、反対側のこの人がち
ょうど東側で、道路がうまくどっちからでも2方向から入れるようになって
いるので、重機やなんかを置いても、あまりあちこちに迷惑かけなくて
も出入りできるかなと見ましたし、地主さんのこの〇〇さんも、住所が高

宮で、新村までちょっと遠くて、もう作る気もないということの中で、隣の家の方も問題ないじゃないかということで、私たちは許可してまいりました。

以上です。

議長 この案件について、ほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第61号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[多数挙手]

議長 賛成多数でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続いて、62号であります。赤怒田、四賀でありますので、金子委員さん、お願いします。

金子農業委員 先般、〇〇〇さんと一緒に現場を確認いたしました。この写真にある河川ですけれども、〇〇〇〇〇という川で、10か所ぐらいの堰堤の崩落がありまして、今、順次工事をしているということでもあります。ここの場所については、その地籍のすぐ下が崩落しておりまして、それを直すということで、今年いっぱいには完了して、一時転用が解消されるということを確認してまいりました。妥当ではないかというように思います。

以上。

議長 現地確認をしていただきました塩野崎さん、お願いします。

塩野崎農業委員 絵を見ていただくと、左側に大きな道路がずっとあります。多分出入りするには十分だと思いますが、ここの四角で囲っている現場は、前はタマネギを作っていた、ちょうどこの真ん中辺ですかね、ちょっとタマネギを作った後の土があったんですが、タマネギを作っていた畑で、今回この上に鉄板を敷いて、そして道路の入り口として使用するということで、今お話があったように、今年中には終了予定ということで、その鉄板を外して、最終的にはこの畑、元に戻すと、そういうお約束だそうですので、許可してもいいじゃないかと思って見てまいりました。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいた

ですか、あります。おとといも雨の合間に防除作業をやっていらっしやいました。

以上です。

議長 議案第63号について、ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、以下発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第63号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、64号も笹賀ではありますが、事務局でお願いします。

保科主事 笹賀の議案第64号なんですけれども、これ、〇〇〇〇〇〇の東側に大通り、道があるんですけれども、そこの道を200メートルほど進むと筆がありますので、笹賀については、先ほどのところで言い損ねてしまったんですけれども、本日欠席の岩垂農業委員の方から問題ないと報告を受けております。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約をいたします。
議案第64号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定いたします。
続きまして、農地に関する事項、報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからオについて、一括説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 それでは、報告させていただきます。

6 ページ、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件、7 件、7 ページ、認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件、2 件、8 ページから 10 ページ、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件、26 件、11 ページ、農地法第 4 条の規定による届出の件、3 件、12 ページから 13 ページ、農地法第 5 条の規定による届出の件、16 件。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長 ただいまの報告に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようです。
これらの報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。
農地に関する事項が議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。
再開は 2 時 40 分としたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(休 憩)

議長 議事を再開いたします。
休憩前に引き続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めたいと思います。
まず、協議事項から、第 5 回県農業委員大会における要請事項についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 事務局の板花でございます。着座にて失礼をいたします。
資料は本冊の 15 ページになります。
第 5 回県農業委員会大会における要請事項についてということでお願いします。
県農業会議の依頼に基づきまして、第 5 回の大会で決議する国・県に対する要請事項について、委員から提案を求めましたところ、3 件お寄せいただきましたので、内容を協議していただきます。
提案は、内田の丸山委員、それから岡田の中條委員からそれぞれ資料のとおりいただいております。
今後の進め方としましては、内容を集約しまして、本市の意見として提出したいと思っております。
参考としまして、大会の開催予定ですが、11 月 11 日水曜日の午後、松本市にて予定されております。

新型コロナウイルス感染症の影響から、人数制限など検討されておりますけれども、詳細は後日またご案内をいたします。

中身につきましては、16ページ、17ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、丸山委員からの中山間地域の関係のご提案でございます。

16ページのところでございますが、中山間地域の耕作条件に恵まれない農地などは、機構事業など貸借を通じての担い手利用に結びつかない場合が多いため、遊休荒廃化を防止する観点からは、担い手の作業受託面積、貸借じゃなくて、作業受託面積に対する補助金制度の導入を検討されたいというご提案をいただいております。

中山間地域に交付される中山間地域交付金で、ルール上はこういうような受託面積に対する配分等も可能ではございますが、実情、地区内でのルールづくりがなかなか難しいというところがあるかと思っております。そこで、国や県にそういう補助金制度をつくっていただきたいというご提案かと存じます。

それから、17ページでございますが、遊休農地の関係のご提案は中條委員からいただいております。

上のほうでございますが、一度遊休化した農地は、耕作できる状態にまで戻さないと、担い手や新規就農者の利用につなげることは困難。農地法に基づく遊休農地に関する措置というのが農地法の第4章にありますけれども、これを推進するため、機構事業に関係なく、自治体の判断で弾力的に活用できる遊休農地解消対策予算を確保・充実されたいということでございます。

現在、機構事業に結びつけないと、なかなか補助金というのは来ないわけでございますが、もう少し自由に、弾力的にというようなところで、国・県に求める内容となっております。

最後、有害鳥獣の関係、丸山委員からのご提案でございます。

有害鳥獣による農業被害が深刻化・広域化しているため、侵入防止柵の設置及び維持管理（点検、修理）に係る経費を長期・継続的に支援されたいということで、内容的には市町村に任せずに、国・県も積極的に支援をしてほしいと、こういう意図かと思っております。

それぞれご提案をいただきました。また、2人の委員さんから補足があれば、またご発言いただければと思っておりますが、以上、松本市農業委員会として県に上げていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。

農業委員の皆様、推進委員の皆様からご意見やご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

この県大会についてでございますが、これは今月の22日頃までに、意見があったら出してというようなことでありましたが、よその地区から月末に総会があるから、それを待って出したいというようなことでありまして、来月の2日、3日頃までに意見を出してくれ、というような農業会議の意

向でございます。

どうですかね、これに対して。

提案されている中條委員、それから丸山委員さん、補足がありましたら、いいですかね。

[質問、意見なし]

議長 ないようでありますので、本件についてはご了承いただける委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は了承をされました。
11月の農業委員大会に向けて、本委員会の意見として提出してまいります。
次に、報告事項といたしまして、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、続きまして資料は19ページになります。主要会務報告並びに当面の予定について。
まず、今月、7月の振り返りでございます。
7月3日は、北東部のブロック研修・懇談会が行われております。
それから、飛ばしまして7月27日、先日、今週の月曜日ですが、南部ブロックの研修・懇談会が行われました。
研修会終了後のブロック活動としましては、内田のほうに移動されまして、内田営農さんが導入されましたラジコン式の草刈機、1台350万円以上と聞いておりますが、これを実地見学したということで、中山間地の急傾斜のあぜのり面で実演をしたということでございます。
農業農村支援センターの小川補佐からも、この後若干触れていただく部分があるかもしれませんが、ブロックの委員の皆さんで見学をしたというふうなことであります。
20ページに移りまして、当面の予定でございます。
最初の行、8月2日は日曜日となっておりますが、その後、天候の影響がございまして、北東部のブロック活動、ソバの種まきは、8月8日土曜日に変更になったということでございますので、北東部のブロックの皆さんは、お間違えのないようにもう一度ご確認をお願いいたします。時間は変わりません。
一般市民が昨年より増えまして、七、八人ぐらいたということで聞いておりますけれども、市民も交えましてソバを一緒に作って、最後、そばを打って試食するという活動でございます。

8月7日は、河西部のブロック研修・懇談会が予定されております。

それから、来月の総会は8月31日でございます。

総会前に次期体制準備委員会ということで、本日も次期体制準備委員会、第1回を行いましたけれども、第2回を予定しております。また、総会終了後は情報・研修委員会を予定しております。

あと、最後に触れておりますが、9月12日、農林業まつり、残念ながら今年中止ということで決定しておりますので、周知いたします。

当面の予定は以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知をいただきたいと思っております。
以上で報告事項が終了いたしました。
続きまして、その他に入ります。
初めに、松本農業農村支援センターから情報提供をお願いいたします。
小川補佐、お願いします。

小川（松本農業農村支援センター） 別添、松本農業農村支援センターと書いてございます資料をご覧くださいいただければと思います。

ちょっと幾つか載せさせていただいたんですけども、このうちの3点ほどおつなぎさせていただければと思います。

最初に、④番の長野県に導入されているラジコン式畦畔除草機の関係につきまして、5ページをご覧くださいいただければと思います。

先ほど板花補佐のほうからも畦畔除草機の実演会等をされたというお話がございましたけれども、長野県内、どんな機種、機械が導入されているかというのを一覧にしたものです。

主には2種類ですけれども、5ページなんですけれども、最初にございますクボタ社製、こちらのほうは100万円程と希望小売価格言われておりますけれども、傾斜角度が40度というようなことで、若干2番目に載せてございます内田宮農様が導入された機種に比べると、ちょっと斜度が若干弱い部分もございます。

それと、もう1社、最後のところに書いてある刈るズラーというものなんですけれども、こちらのほうは牛越製作所と、あと県の農業試験場で共同開発をしているもので、まだ市販されてはいないんですけれども、今、試乗しながら、ちょっといろいろとまずい点を修正しているというような状況だということをお聞きをしております。

それで、5、6、7ページをご覧くださいいただければと思うんですけれども、こ

ちらのほうは今日の市民タイムス、7月31日に出ていたものなんですけれども、筑北のほうでこの刈るズラーというものを生徒さんが試運転して学びましたよというような記事なんですけれども、試作機をそれぞれ各地で試しながら、状況を見ているというふうなことで、生徒さんたちにもこんなような機会を提供されているというふうなものですので、また中身はご覧いただければと思います。

それと、畦畔除草機以外にも、水管理装置ということで、6ページのところに3社ほどございますけれども、こちらのほうは、またご覧いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、⑤番のところなんですけれども、こういう曇天続き、雨が続けているというようなことで、稲のいもち病が大分、全県各地でちょっと心配されるというような状況下にございます。

いもち病の関係は12ページにございますけれども、これをご覧いただきますと、アメダスデータを用いまして、葉いもちがかかる条件がどうかというものを一覧にしたものなんですけれども、やはり松本、奈川の辺りをご覧いただければと思うんですけども、松本辺りも7月17日から29日にかけて、黒丸があると好適条件で、まずいですよというようなものを表示しているんですけども、非常に黒丸が多く出現しているというようなことでございます。

それと、奈川のほうでも、7月24日ですかね、黒丸が出ているというようなことで、あまりいもち病の好適条件が出ない地域でも、今年は確認されているというようなことで、全県的に非常に条件が整った気象条件にあるということです。

それで、田んぼのほうで実際に症状が出ているというようなところが、筑北方面で一部激しいような症状が出ているというような圃場があるようです。

それと、もう一つ、ちょっと心配な虫が発生してしましまして、そちらのほうは13、14ページなんですけれども、ツマジロクサヨトウというヨトウ虫なんですけれども、ちょっと毛色の違うヨトウが出てしまったというようなことで、こちらのほうは国が重要病害虫に指定している虫なんですけれども、実際に畑で確認されたわけではなくて、この虫を誘引するフェロモンを利用して引っかけたというようなことなんで、実際に畑での被害はまだないんですけども、やはり全国的にも26県でもう発生が報告されているんですけども、いよいよ長野県にも浸入しつつあるような厄介な虫だということで、ご覧いただければと思います。

主には飼料用トウモロコシですとか、スイートコーン、ソルガムなど、ちらのほうに被害を与えるんですけども、この虫の特徴としましては、一晩で最大100キロぐらい移動してしまう、長距離飛翔するというようなこととか、あと摂食量がほかのヨトウに比べて非常に多くて、大量のふんが散在するというようなことで、これから病害虫防除所と併せて、また圃場の巡回調査等もさせていただければと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それと、15ページ、もう一枚めくっていただきまして、昨日、関東甲信地方の1か月予報が7月30日に出されたんですけれども、やはりこれでそろそろ梅雨明けだろうということなんですけれども、特に8月の第2週、8月8日から8月14日あたり、特に気温がかなり高くなるというような予報が出ておりますので、前段のほうで熱中症にご注意というような資料載せさせていただいたんですけれども、大分ちょっと、今日もそうなんですけれども、これから8月に入って暑くなりそうなどというような状況にあるかと思っておりますので、またご注意くださいと思います。

その他の資料のところは、またご覧いただければと思います。

私のほうからは以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、農政課から高収益作物次期作支援交付金について情報提供をお願いいたします。

長岩補佐。

長岩（農政課）

農政課の生産振興を担当しております長岩です。よろしく申し上げます。着座にて失礼いたします。

資料のほう、A4のカラーの表裏刷り、「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生産者の皆さまへ」というこの資料を見ながら、説明のほうをさせていただければと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者に対しまして、国の第2次補正予算により実施されることとなりました高収益作物次期作支援交付金について、情報提供をお願いするものでございます。

この事業は、既に5月29日に開催されました農業委員会において、農業者向けの支援の中でお示しをしているところでありますが、お配りしてある事業採用のチラシにもありますけれども、内容のその1の②番ですね、施設栽培の花弁、大葉、ワサビ等、10アール当たり80万円、それからその下のマンゴー、オウトウ、ブドウ等、10アール当たり25万円、それから裏面に行きまして、支援内容その3、厳選出荷による取組というようなものが新たに加わっております。

この事業につきましては、各JA、それから松本市農業再生協議会が事業主体となり、JAの組合員さんの方はJAが取りまとめ、それからJAの組合員さん以外の農家の方は松本市農業再生協議会で取りまとめて、国のほうに出すということになっております。

国の第2次の締切りが本日、7月31日となっていることから、昨日、実施計画書を提出したところであります。松本市の農業再生協議会からは、32名の方の申請をいたしました。

国では、第3次も募集をしております。これ、締切日はまだ決定されておりませんが、第3次もあるということで、農業委員会の皆様には、各地区におかれまして、JAさんの系統以外の方でこの事業に対象となりそうな方、まだ申請を行っていない方がもしいらっしゃれば、その方の情報提供

をお願いしたいと思います。提供をいただければ、こちらから電話等で事業の概要とか、そういうようなものを農家さんのほうにお話をしていきたいと思っております。

また、市のホームページにも掲載してございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

私からは以上です。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、事務局からその他の連絡事項をお願いいたします。

高橋主査。

高橋主査

それでは、お手元の移住、就農希望情報についてというこちらの資料になります。1枚ペラっとしたものになりますが、こちらをご覧ください。

今月、県外の方から松本で就農したいので、農地を紹介してほしい。また、農機具が置ける農業用の住宅についても紹介してもらえないかという相談が事務局のほうにありました。

このところこのような相談が増えていると感じておるところですが、事務局にこのような相談があった場合、まず農地については、農業委員会だよりやホームページでも公開している貸借や売買の希望がある農地のリスト、このリストに載っている農地について紹介しております。

そしてまた、住宅については、都市政策課が行っている事業なんですけれども、空き家をホームページ上で紹介している空き家バンクというこちらを紹介しています。ただ、これらについては、登録件数も少なく、また農地つきの農業用の住宅となると、事務局でご案内できるものも現在ないという状況です。

ですので、今後このような相談があった場合、今回のように総会の際に委員の皆様へ情報提供をしていきたいと思っておりますので、担当地区において情報がありましたら、事務局までお気軽に情報を寄せていただければと思います。

資料に戻りますが、まず相談番号の1です。こちらは、神戸市にお住まいの方からの相談です。会社勤めをしながら、現在、農地を借りてお米を作っているということなんですけれども、今回、会社を辞めて、できれば来年度中には就農して、こちらに来たいということで、農地とともに住宅も一緒に探しておられます。

次に、相談番号2ですが、東京にお住まいの方です。こちらの方は、松本でブドウを中心に就農したいということでご相談がありました。

新規就農者は、農家住宅を探すのに大変苦労されるということですので、今回のこの相談1、相談2にかかわらず、ほかにも何か情報をお持ちの委員さんいらっしゃいましたら、お気軽にこちらまでご連絡いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長 板花補佐、お願いします。

板花局長補佐 私のほうからは、同じくカラー刷りで農の雇用事業ということでご案内を申し上げます

こちらは、県の農業会議のほうから農業委員、推進委員の皆様にご案内してくださいという通知が来ましたので、皆さんにお配りいたします。

2020年度版ということで、タイプの違った3つの事業がありますけれども、いずれにしましても、それぞれ担当地区の中で、法人組織にこういった事業がありますよというふうなことを情報提供いただければ、活用をお考えの法人がもしかしたらあるかもしれませんので、こういった形を利用して、年間最大120万円の助成が受けられる事業がありますので、それぞれ情報をおつなぎいただきたいと思います。

スケジュールは、今もう第3回の募集期間に入っておりますね。第3回の募集期間が6月24日から8月28日までというようなことになっておりますけれども、具体的に該当がありそうであれば、また事務局にお問合せいただき、また農業会議とも対応しながら、説明をさせていただこうと考えておりますので、地区の中でおつなぎいただければありがたいかなと、ご案内させていただきます。

最後に、いつものお話なんですけど、推進委員の関係、資料につきましては、それぞれ地区でお持ち帰りをいただきたいと思います。

それから、農地法申請の原本書類は、そのまま机の上に置いていただければと思います。

あと、資料を入れる封筒、必要がありましたら、事務局で用意がありますのでお声がけをお願いいたします。

この後、農業委員の方、2つの委員会が控えておりますが、最後に駐車券の処理等もありますので、事務局にお声がけをいただければと思います。

私からは以上でございます。

議長 その他、全体を通しまして委員の皆様から何かご意見がありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。

議長を退任させていただきます。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 2番 _____

議事録署名人 3番 _____